

決算審査特別委員会

9月13日（月）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第51号 平成21年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

○出席委員（11名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 川口浩史委員

8番 清水正之委員

9番 松本美子委員

10番 渋谷登美子委員

11番 河井勝久委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

藤 野 幹 男 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
青 木 務 総務課庶務・行政担当副課長	
内 田 勝 総務課人権・安全安心担当副課長	
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長	
内 田 恒 雄 政策経営課政策経営担当主査	
伊 藤 恵 一 郎 政策経営課政策経営担当主査	

中	西	敏	雄	税 務 課 長
松	本	忠	治	税務課課税担当副課長
中	村		滋	税務課収税担当副課長
中	嶋	秀	雄	町 民 課 長
矢	嶋	芳	枝	町民課戸籍・住民担当副課長
山	下	次	男	町民課保険・年金担当副課長
田	幡	幸	信	会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
松	本	武	久	代 表 監査委員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

◎委員長あいさつ

○河井勝久委員長 皆さんおはようございます。開会する前に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の方には出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

審査は本日から行うわけですが、慎重な審査をお願いいたします。

質疑をする場合は、簡単明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡明な答弁、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、松本代表監査委員、安藤監査委員におかれましては、4日間の審査にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

(午前 9時30分)

◎議長あいさつ

○河井勝久委員長 それでは、ここで藤野議長に出席をいただいておりますので、藤野議長にごあいさつをいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 改めまして、皆さん、おはようございます。きょうは決算審査特別委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。きょうから始まるわけですが、皆様にはどうぞ決算の着眼点をよくわきまえて慎重な審議をお願いいたします。

また、説明員の皆様、松本代表監査委員、安藤監査委員には4日間大変ご苦労さまでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、スムーズに慎重な審査がされますようよろしくお願いいたします。

○河井勝久委員長 ありがとうございます。

◎町長あいさつ

○河井勝久委員長 次に、町長にごあいさつをいただきたいと思います。岩

澤町長、よろしくお願いします。

○岩澤 勝町長 おはようございます。きょうから決算特別委員会を開いていただくわけですが、委員長の指示に従いまして議員の皆さんにわかりやすく簡潔でご指示をいただいた内容に沿って説明ができるように努力をしていきたいと思います。

議会活性化特別委員会等のご指摘をいただいている中で、私ども課長を含めまして委員会の内容をしっかり検討しているわけですが、ご指導いただきながら真剣に取り組んでまいりたいというふうに思います。ご指導いただきながらよろしくお願いいたします。大変ありがとうございます。

○河井勝久委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○河井勝久委員長 ただいま出席委員は 11 名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時33分)

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りいたします。本委員会の開会は、本日9月13日月曜日、9月14日火曜日、9月15日水曜日、9月16日木曜日の4日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開会は、本日9月13日月曜日、9月14日火曜日、9月15日水曜日、9月16日木曜日の4日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。本委員会に付託された案件は、議案第51号 平成21年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、議案第52号 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第53号 平成21年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第54号 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第55号 平成21年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第56号 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第57号 平成21年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上決算議案7件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願

います。

最後に、今委員会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上、委員長より諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。申し合わせのとおり、議案第 51 号 平成 21 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課、局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

また、議案第 52 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から議案第 57 号 平成 21 年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 平成 21 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課、局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

また、議案第 52 号 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算認定についての件から議案第 57 号 平成 21 年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行うことに決しました。

なお、議案第 51 号 平成 21 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第 57 号 平成 21 年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の7議案につきましては、総括質疑をする委員は、明日9月14日の午後1時までには委員長に届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会の傍聴の申し出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第51号の質疑

○河井勝久委員長 議案第 51 号 平成 21 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

なお、質疑がある委員は、挙手により委員長の指名後、ページ数をおっしゃってから、簡潔に、またはっきりとお願いします。また、質問の回数は、1課局1回で3回までとしますので、ご了承願います。また、発言はマイクを通

してお願いしたいと思いますので、質問者、答弁者とも着席のまま発言をするようお願いします。マイクのスイッチは発言する前に入れていただき、発言が終わったら切ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時41分

再 開 午前 9時43分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。青柳委員。

○青柳賢治委員 主な説明書の14ページと15ページをお願いします。

個人の町民税でございますが、調定額が前年よりも4,000万円ほど少なくなりまして、この未済額がいよいよ2,200万円ということで前年と比べましても288万円ほどふえております。この中で右の納税通知書の件数を見ますと、当年度が5,418件、前年と比べて約400件ふえております。さらにその中で督促状の発付数ですけれども、今回は3,414件。当然これは

納税通知書がふえているから前年よりも約 80 件ふえているのは当然だと思いますけれども、この収入未済額が前年の調定額よりも減った中で 2,227 万 3,000 円になっているということについては非常に大きな金額だと思うのです。昨年と同じような努力をされた中でこのようになっているということが一つです。

それから、固定資産税については、これはちょっと督促状の発付数が前年よりも 2,755 件になって減っているのです。ですけれども、固定資産税のやはり収入未済額はふえています。2,115 万 5,000 円で去年は 1,947 万 7,000 円ですから、180 万円ふえていますね。この辺のところはどうしてそうなったのか。

それと、ページを変えていただいて 23 ページです。一番下に数値地籍維持管理システムデータ交付手数料というのがございます。これは、前年のデータですと 508 件で約 32 万 1,000 円ほど手数料が上がっております。今回3倍ほどにふえているわけです。このデータというのはどのようなデータであって、どういう理由でこれだけふえたかということについてお尋ねいたします。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、個人町民税ですけれども、調定が減った理由としては、2008 年の秋のリーマンショック以降世界的な金融危機による給与等の減額が大きく

響いて調定額が下がったと考えております。

それと、収入未済額がふえている理由ですけれども、これは平成 19 年に所得税から住民税の税源移譲がありまして、税額がふえました、住民税のほう。その関係が大きく影響していると思っております。

それと、普通徴収の納税通知書がふえている理由ですけれども、これは特別徴収にいました納税者が団塊の世代がかなり多くおりました。その人たちが退職したことによって普通徴収のほうに切りかわったと。それで納税通知書の発送件数というのはふえております。督促状の発送件数がふえているのは、先ほど申しあげましたように、税源移譲等、また給与等の減額等が大きく響いていると、そういう影響があると考えております。

あと固定資産税ですけれども、固定資産税の調定額もこれ大きく減っているのですけれども、これは3年に一遍の評価替えがありました。それによって大きく調定額が減っております。

それと、納税通知書の関係ですけれども、若干納税義務者はふえておりますけれども、督促状の発送件数については少し昨年より減っていると。この理由については、納期前納付が固定資産税のほうはふえたと思っております。

それと、23 ページの数値地籍維持管理システムですけれども、これは公図関係の打ち出しのシステムです。あとは、座標等が出まして面積等もちゃんと出るような地籍調査の資料が全部入っているものです。それと、結構こ

のシステムについては業者の方も結構とりに来ますので、その関係でふえていると我々は見えております。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、個人の町民税のことなのですが、税源移譲があったということもあるのですけれども、当然この平成 21 年度調定額が減っている。その中で 2,227 万 3,000 円の未済額があるということですが、さらにその滞納繰越分、これが約 1,200 万円ほど収入されて不納欠損を 300 万円発生させていると。その中で 3,200 万円がまだこれ残っています。この滞納繰越からこの現年度分の流れの中でお尋ねしますけれども、この滞納繰越分 3,275 万 5,000 円。この方の中に現年課税されている収入未済額 2,227 万 3,000 円。これに連なっている方もいらっしゃるでしょうね。ということは、当然平成 20 年にそれなりの収入があったということで町民税が課税されていくわけですよ。できたら、その 3,275 万 5,000 円の滞納繰越者の中に、この現年度の中にどの程度の額の方がいらっしゃるのか、収入未済額が。教えてください。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 まず、個人町民税の現年度分の収入未済額が 2,227 万 3,207 円ございますけれども、その方たちの内訳については、これ延べ人数になってしまうのですけれども、1,274 件です。それと、滞納の

3,275万5,692円では延べ件数で2,133件ございます。ただ、この滞納分の中に現年度分が何人かいるというのは、ちょっとデータが出ていません。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 これからやはり地方自治というのは、この個人町民税、それから固定資産税ですよ、大きく占めていくのは。そういう中にあって、この今の状況でいくと、来年度この滞納繰越分によってくる金額は4,800万円を超えるわけですよ。5,500万円になってくるわけです。その中で個人の調定額に対して約5%になっていくわけです。大きなことですよ、5,000万円という金額は、個人のだけで。

それで、どうなのですか。この辺の滞納繰越の方から現年度の分にどれくらいいるかわからないと言いつつ、現年の課税されている人はそれなりの所得があったので課税されているわけですよ。そういうふうなことを考えてみると、そういう方への徴収の仕方とか何かそういう点で工夫されたようなことがおありになるのか。ちょっとやっぱりその辺は、あくまでも病気になったとか仕事がなくなったという方がいればそれはやむを得ないこともあるでしょうけれども、何ら平成20年と21年の課税されている所得がそう変わらないで滞納されているということは、これはやはり公平性にも反することですよ。その点についてはいかがですか。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、平成21年度の税収に対する対策といたしまして、県税と共同催告を3回、4月、9月、11月と実施いたしました。それと、電話による催告を随時行いました。納税依頼書、「納めてくださいよ」「今未納になっておりますので納めてください」という通知になるのですが、それも送付しております。

それと、収税強化月間ということで年2回、5月と12月に町民課と健康福祉課に協力をしていただきまして、5月が9日間、5班で行いました。12月も9日間、5班で行いました。

それと、去年は夜間の臨宅を3班で月に3回、第1、第3、第4金曜日を9時まで臨宅を行いました。それと、土曜開庁は4月、5月が第1、第3の土曜日、6月以降は毎週午前中、これは土曜開庁日になりました。それと、その中で納税相談ですけれども、4月、6月、9月、11月、12月、3月、6回、これ1日納税相談を行いました。それと、休日の臨宅ですけれども、毎月最終の日曜日の午前中1班で臨宅を行いました。これ午前中だけですけれども、12回、月に1回ということで行いました。

それと、差し押さえの実施ですけれども、差し押さえについては、去年は所得税の還付の差し押さを30件、金額にしまして106万6,176円。それと、預金の差し押さえですけれども、12件、212万1,380円。それと、給与ですけれども、これは1件ありまして毎月3万円ずつという形になるのですけれども、1回ちょっと、何回か多くいただきましたので、これが39万円。そ

れと、東電の線下補償の供託金ですけれども、これが1件ありまして36万1,146円。合計が44件で393万8,702円、去年は差し押さえをしております。

それと、徴収の対策の考えといたしまして、まず新規滞納発生案件へ早期着手ということで、そういう人たちは新しく滞納になった方、この人たちに徹底して連絡をとりまして、現年度分への取り組みを徹底するという形をとっております。それと、いずれにしても納税資力があると判断される場合には預金の差し押さえ等行っております。それと、納税資力がないと判断される場合には納税緩和措置ということで執行停止等を行いまして、町税の収納率の向上を目指しております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

7番委員、川口委員。

○川口浩史委員 初めに説明書の個人町民税の調定額。ただいまの質問に対して答弁がちょっと違うのではないかなというふうに思いましたのでね。個人の調定額が9億9,500万円ですよ。去年が10億3,500万円、その差が約4,000万円ですよ。次の16ページの特別徴収の金額なのですけれども、この調定額が今年は6億4,300万円、去年が6億7,700万円で、約3,400万円少なくなっているのですよね。私は、この金額の差では大きいのではないかなと思ったのです。リーマンショック後の給料もほか

の部分では影響、それ以上の差額の部分で影響するのですよ。ここが主ではないかなと思ったのですけれども。もし私の見方が違うようでしたらお願いしたいのですけれども。

それから、滞納繰越分、¹⁴ ページの。ここの数値が、徴収率がすべて上がっているのですよね。今お話しなされたような納税相談や臨宅だとかという、そういう結果からここが上がったのか、何かほかに要因があるのか伺いたと思います。

それと、差し押さえの件数。今お答えになったのですが、ちょっと私のほう、少し数のほう聞いていなかったのもう一度お願いいたします。

それと、納税通知書、督促状の関係なのですが、これ基本的には大体同じような人に通知をしているということなののでしょうか。すみません、お伺いしたいと思います。

それから、¹⁶ ページの個人町民税の平均所得をおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、個人町民税の関係ですけれども、議員さんがおっしゃったとおりです。特別徴収の納税額が減っております、たしか3,400万円近く。それが大きく影響しております。

それと、滞納の徴収率が上がっている関係は、先ほども申し上げました

とおりの夜間臨宅とか、やっぱり土曜開庁をふやした関係が、それが多いと思っております。

それと、差し押さえの関係です。もう一度では申し上げます。

まず、所得税の申告をして還付になる方がおりますよね、その還付金の差し押さえです。これが30件、106万6,176円。それと、預金の差し押さえですけれども、12件、212万1,380円。それと、給与の関係ですけれども、1件、39万円。それと、東電の線下補償の供託金の差し押さえが1件で36万1,146円。合計が44件、金額にして393万8,702円です。

それと、納税通知書の関係ですけれども、ふえている理由等については、口座の方についてはうっかりして残高がなかったとかしておりますので、そういう方も若干この中にはいると思います。それと、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり平成19年に税源移譲がありましたので、やっぱりそういう関係も大きく影響していると思います。

それと、平均所得ですけれども、これはあくまでも課税ベースになってまいります。課税ベースで20年中の平均所得は301万9,000円です。

以上です。

それと、納税通知書と督促状。督促状関係は滞納者が、今まで滞納している方がダブってというか、そういう方がほとんど。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。

この東電の線下補償だけ。これちょっと、よく意味がわからないのですけれども、線下補償は東電がするわけですよね。それを差し押さえるというのは。その下の土地を持っている人が税金を払っていないからその分を差し押さえたと言っていたのでしょうか。ちょっとそのことを。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 東電の線下補償の差し押さえは、東電から線下補償を支払うのですけれども、支払い先がないのですよね。それで、登記所のほうで東京の法務局のほうで供託金ということでそれを保管しています。それがわかったので、それを差し押さえしています。ここのところ毎年その金額について指し押さえしています。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 59 ページになるのですけれども、町税の還付加算金なのでも、法人税が2,090万900円なのでも、それで還付加算金で予定納税の事業者はどのくらいあって、そして還付加算金を出さなくてはならない事業者というのはどのくらいだったのか。

38 ページにいきますと、町税の延滞金というのが649件で、178万1,738円なのですが、この逆に言えば還付加算金は44万6,800円で、

これは今回は支出するほうが少なかったのですね。14.5%だと思うのですが、けれども、還付加算金、それは、私はちょっと還付加算金がどういうふうに考えていいのか非常に、利息というか、利率としてはほかのものに比べて、これは法で決めてあるものなのですからけれども、率が高いなというふうに感覚としてあるのですけれども、そういうふうな感覚に、そのことに関して町長は、去年も聞いているのですけれども、「率は高いほうが予定納税していただくのでありがたい」というふうな形でおっしゃっているのですけれども、どうなのでしょう。そこら辺の考え方を伺いたと思います。お願いします。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、還付金の関係でお答えいたします。

まず、還付加算金の 44 万 6,800 円の件数ですけれども、25 件です。

それと、還付金が 2,090 万 900 円あったのですけれども、これのまず対象の会社は 94 社、金額にして 5,746 万 7,100 円。これが歳出還付の対象者になった法人数と金額です。そのうち 2,090 万 900 円については 48 件の対象です。そして、先ほど申し上げました還付加算金は 44 万 6,800 円で、25 件が対象となっております。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 予定申告制度という中で、それで予定申告をして、その解消するときの金利がという話ですよ。

これは、だから制度自体のことでありまして、嵐山町で決めるわけではありませんが、そういうようなことがいいのか悪いのか、こっちでちょっと言うのは判断しかねますけれども、還付をする立場とすると大変なのですよ、高いですから。ですから、利子がどうこうというのはちょっと、前に何と答えたかわかりませんが、この予定申告制度というものに対して、それで「自分で自分のほうから積極的にそういう形で申告をしてくださいよ」という制度を維持するための一つの考え方もあるって率が決められているのではないかなんていうふうにも思いますけれども、この率自体というのが、町でどうこうというふうには、今私ではちょっと判断しかねますけれども、高いか安いかわかるのは。ただ、返す分についてはちょっと高いのは困りますけれども。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 昨年これを質疑しましたときには「予定納税をするのはとても厳しいことであるので、だからそのために14.5%という利率を維持していくのは仕方がないのではないか」というお話だったのですね。でも、私は今の情勢から見て、現在の利息の情勢から見て、これはやっぱり国のほうに率を現状に合わせるように市町村としては意見していくべきだというふうを考えて、それで昨年もそのようにお話、質疑したのですけれども、そういうお答えでした。

今回は町で延滞が多いのですよね。1件当たり2,745円になっているので、個人町民税に関しては多いので、そういうふうな意味では14.何%で

したか、そのほうがいいのかなどというふうに思うのですけれども、支払う側としてはとてもやっぱりこういうふうな問題があるので、厳しい、延滞しなくてはならないような状況というのがある場合に、私はやっぱり住民を守ったり、税のシステムを守るためには、やっぱり市町村としてはそういうふうなことに對して国に意見をしていくという方法は必要だと思うのです。これは総括的になりますので、答えていただければそれでいいのですけれど。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今申しましたけれども、予定納税システムというのをいかに有機的にしていくかということを考えたときに、やっぱり決まってから払えばいいわけなのを先に払っていて、それで税金をしっかりと払えるような形のシステムだと思うのですね。決まってから「ほい」と言われて「ちょっと払えないよ」「おくれちゃうよ」ということのないような感じで前年度に倣って払っていくわけですから。

ですから、それに対する幾分優遇的な感じ、これはその予定納税システムを守るための一つの考え方として入っているのではないかなというふうに私は思っていますけれども。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 町税の関係なのですけれども、12 ページから 16 ページにわたってなのですが、先ほどの町民税の個人町民税の話はあったのです

が、20 年度、1 億 9,000 万円、約2億ぐらいの減収があったわけですね。そういう面では、その大きい減収の要因はむしろ個人町民税よりも法人町民税が大きく落ちていると、個人町民税の約倍近くが法人で落ちているという事になってくるかと思うのですね。

それで、ではその法人の中でどこが落ちているかというと、法人税割が非常に落ちてきていると。落ちてきているのだけれども、昨年と比べて約 8,700 万円落ちているわけですね。この要因はどういうものが考えられるのかが一つです。

もう一つは固定資産の部分なのですが、町民税全体で1億 3,000 万円ぐらい落ちているのですね。固定資産税も 6,000 万円ぐらい落ちてくるということで、その固定資産税の落ちなのですからけれども、評価額が 42 億落ちていると。これは評価替えのためだという話はしたのですが、納期と償却資産が家屋が 18 億近く、それから償却は 20 億近く落ちているわけですからけれども、ただ単に評価替えだけの影響ってこれほど落ちるのでしょうか。何かほかに要因があったらお聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

個人町民税については先ほど申し上げましたとおり、特別徴収の関係が 3,400 万円ほど落ちているということで、法人については議員さんおっしゃったとおり 8,700 万落ちています。

それが、まず 12.3%の法人ですけれども、この法人税割が昨年と比較しまして 17 社減っておりまして 2,281 万 4,300 円減っております。それと、13.5%の法人ですけれども、これも6社法人税割が減っておりまして、1,394 万 9,500 円減っております。それと、14.7%の法人ですけれども、これは3社減っておりまして 5,054 万 3,200 円。法人税割だけで合計しますと 8,730 万 7,000 円の減です。均等割がそれで 49 万円の減となっております。それで合計 8,779 万 7,000 円の減です。

それと、固定資産税ですけれども、固定資産税については土地、宅地ですけれども、宅地についてはこのところ毎年下落しておりますので、それで修正を毎年行っております。家屋については3年に一遍の評価替えて、評価替えをやりまして、それで評価額を決めておりますので、家屋については評価替えが原因です。ほとんど原因です。

それと、償却資産ですけれども、償却資産についてもこのところ設備投資が余りないわけですが、償却については毎年これも変わってきます。ただ、土地についてはかなりちょっと税額についても大きく減っております。

まず、先ほども申し上げました家屋については、2,564 万 4,800 円減です。償却については 2,894 万 600 円の減となっております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 税率で 12.3%の部分が落ち込みが激しいということな

のですけれども、これはそれぞれの税率の資本金等は、資本金によってこの税率が決まっているということになっているのだと思うのですけれども、この12.3%の税率の部分というのは、平均従業員数というのはよく出ているのかどうか分からないのですけれども、資本金と従業員数等の関係も含めてちょっと教えてもらいたいと思うのですけれども、税率。

それから、固定資産税なのですが、償却資産が非常に落ち込みが家屋よりもむしろ償却資産のほうが課税標準の落ち込みが大きいのですね。これ、やっぱり償却資産ということになると会社だけか、その部分がほとんど占めていると思うのですが、今の話ですと設備投資がなかなかいかないということなのですが、去年の例えば倒産件数だとかそういった移動というものがあつたのでしょうか。

法人町民税との関係もあるのですけれども、結局小さい企業の場合の部分が設備投資がなかなかいかないという部分で課税標準そのものが落ちてきているというふうに見えていいのでしょうか。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、法人の関係ですけれども、12.3%の率の法人は資本金が1億円以下の法人です。それと、従業員によってこれはまちまちなのですけれども、あくまでも資本金で税率を定めておりますので、12.3%が1億円以下の法人という形になっています。

それと、13.5%の税率のところは1億円を超え10億円以下の法人です。

14.7%の税率のところは資本金が10億円を超える法人となっております。

それと、固定資産税の償却資産の関係ですけれども、償却資産は毎年償却していますので、これは必ず税額についても下がるという認識をしています。それと、先ほど申し上げました設備投資のこういう不況の関係がありまして、設備投資がなかったと。

それと、倒産件数は申しわけないのですが、出ておりません。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時35分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、政策経営課に関する部分の質疑を行います。

質問のある方はどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 64 ページです、説明書の。各種の公共の調査なのです

けれども、この中で6番の経済センサス調査事業というのがこれは平成 23 年度に本調査がされるというふうに聞いております。こういう中で、7番の全国消費実態調査事業なんていうのは今年初めてだと思うのですね、この決算上。この統計が町の運営といいますか、経営の中で生かされているような数値とかデータがありましたらお教えいただきたいと思います。

それと、ページ変わりました 144 ページです。一時借入金利子償還事業ですか、こちらについては、去年と比較して借り入れている期間の3億が長かったということもありまして、約 75 万ほど利子がふえています。それで、一応今8億円という枠が組まれているわけですがけれども、非常にこの低利の 1.375%という利子ですがけれども、私、この借り入れの期間ということをちょっとお尋ねしたいことがあるので質問させてもらっているのです。

この 22 年の4月6日までありました借入額の3億。これは、もちろん当然一時借り入れですから4月6日に返済がなされております。この後しばらく一時借り入れというのは発生したかどうか、この2点についてお尋ねしたいのですが。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

初めに 64 ページの関係の経済センサスの調査事業。これも経済センサスの事業につきましては初めて行われるような事業でございまして、平成 21 年度は登記調査を実施いたします。そして、統計法に基づく期間の統計

調査ということでございまして、活動調査というのが平成 23 年度、正確には平成 24 年の2月に実施する予定になっております。これは、調査期日というのは7月1日現在によって行うわけでございますけれども、事業所でありますとか企業の経済活動の状態、これを調査いたしまして、すべての産業分類における事業所や企業の従業者、そして規模、基本的な構造。こういったものの全国的、そして地域別に明らかにするというのが一つの目的でございまして、各種統計調査を実施するための事業所でありますとか、企業の名簿、これをつくることも目的としております。嵐山町の対象事業所というのは946あるというふうに区分されております。このような形で平成24年2月には行われると。

もう一つ、その下に全国消費実態調査事業がございます。これは前からある調査でして、これは昭和 34 年からもう5年ごとに実際にある調査でございまして。平成 21 年度の実態調査で 11 回目ということです。これは結構細かい調査でして、概要的には家計の収支、貯蓄、負債、耐久消費財、住宅、宅地。そういった家計の資産を総合的に調査をすると。所得ですとか消費、資産に係る水準、構造、そういったものの分布。こういったものを国民生活の実態を明らかにするというのが目的で行われる統計調査でございまして。

これにつきましては、先ほどの経済センサスもそうなのですが、この調査結果につきましては各種行政政策、こういったものの学術研究の基礎資料、そして経営の参考資料とか、あるいは事業者の皆さんにも活用し

ていただく。それから、国、県、町、そういったものの施策に関する基礎資料。こういったものに使われております。

消費実態調査につきましては、嵐山町調査世帯は2世帯でございました。

次の144ページ。一時借入金の関係でございます。昨年に比べて75万円ほど利子がふえていると。昨年よりも早く借りたの也有ります。そして、長く借りているのもございます。先ほどお話がありましたように、8億円に上げてもらったということがございました。1.375%の利率の関係につきましては、見積もりを埜信と相談をさせていただきながら決めさせていただいております。埜信も町の指定金融機関でございまして、そのあれて、安い利率で貸していただけたということでございます。

期間の関係、4月6日以降の一借はあったかということですが、これはございません。この間で全部おしまいになったと。一借をしなくてはならない理由というのがあるわけですが、昨年も多分お話をしたかと思うのですが、まちづくり交付金、またその事業債、それから国、県の補助金、そういったものの起債。そういった歳入が年度末に集中して入ってくるわけですが、その間の予算上はあることになっておりますが、現金が不足すると。財調でもあれば財調を繰り入れながら運営もしていくことができるのですが、その財調も少ないということでございます。

昨年の、21年度の例ですと、3月以降各種交付金、これが約1億7,500万円ほど3月以降になっております。まちづくり交付金につきまして

は2億 5,400 万円。そして、まちづくり交付金の事業債、これにつきまして
は3億 5,870 万円。これをちょっと合計しますと7億 8,770 万円プラス国、
県補助金。こういったものが3月以降に入ってくるということで、財政的に大
変厳しい、支払い的に大変厳しいと。会計ともよく相談をしながら資金繰り
の、会計でも当然計画を立てているわけございまして、どうしても足りない
分はこの一借で支払いをしのいでいるという言い方のほうが正しいかもしれ
ませんが、そういう形でやらせていただいているという内容でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 よくわかりました。

なかなかこの一時借り入れというのも枠があるからいいということにもな
らないので、やはりこれは先ほど出てきた税が主体になってご自身で払わ
れることになりますので、事業も大事ですけども、その辺のところを会計
のほうも何とか十分やっていただいて、なるべくこれが少なく済むように願
いしたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに説明書の3ページなのですが、公債費比率なので
ですけども、20 年度が14.7%で、21 年度が13.3%というふうに記載してい

るわけですね。21 年度は元利が7億 4,000 万円になっていまして、なったところを町債で借りたのが 10 億円を超えているわけですね。これどうして数字がいいほうに減ったのか。ちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、18 ページですけれども、自動車重量譲与税と地方道路譲与税。今まで道路に使っていたわけですが、平成 21 年度より一般財源化されたということで、一般財源化されたのだけれども、実際は道路がほとんどであったのかどうか。もしわかりましたら答えていただきたいと思います。

それから、19 ページの地方消費税交付金なのですが、これは県で決められたものを町のほうに人口と従業者数で来るわけだから、唯一県民の消費動向がわかる数字かなと。消費税そのものは私は反対ですが、数値としてはわかる数字かなと思うのです。1億 9,200 万円。昨年在 1億 8,000 万円ですから課長が決算書の説明したとおり 1,208 万円、この年度の、平成 21 年度のがふえているわけなのです。先ほど税務課のところでも話が出たのですが、リーマンショックで所得が減っているということも課長もおっしゃいました。実際に特別徴収が 3,400 万円ぐらい減っているわけなのです。減っていて、どうして地方消費税の交付金が上がったのかって考えると、県民の消費はふえていたと。余り影響はなかったと。影響がないどころかよかったのだということが言えるのか。ちょっと課長のほうでわかりましたらこの数字をできましたらご説明いただきたいと思います。

それから、48 ページの広報紙発行の件なのですが、議会だよりとちよっ

と金額が違うのではないかなと思っているのですけれども、これ何部作成って、議会だよりは 6,400 だったかな、500 だったかな、載っているのですけれども、これ部数が載っていないからわからないのですけれども、もし議会だよりと同じであれば1回分の発行で2万円ほど差が出るわけなのですね。ちょっとその差を、なぜ出してしまうのか伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

初めの3ページの関係の平成 21 年度公債費比率につきましては 13.3、平成 20 年度は 14.7 という形で、前年対比でいいますと 1.4 ポイントほど下がっております。公債費、現実的に 21 年度は公債費が減少しているということでございます。20 年度に比べて 21 年度は公債費そのものが減少している。それが大きな理由でございます。

それから、18 ページの自動車重量税の関係です。今お話がありました自動車重量譲与税、それから地方道路譲与税、この関係でいきますと、まず自動車重量税のほうでございますけれども、これは前年で対比いたしますと減額になっております。これは、ハイブリッドカーの関係でこの重量税については免除されて、そういったようなことが一つの原因でございます。

それから、地方道路譲与税のほうでございますけれども、これにつきましては下の説明欄にありますように、旧地方道路譲与税法というのがありまし

た。これが下に地方揮発油譲与税、これも法律なのですが、地方揮発油譲与税法、これに上の道路譲与税法から下の地方揮発油譲与税法に名称が変更されました。それで、上のほうの地方道路譲与税につきましては、前年度対比でいきますと1,552万8,000円ほど減額になっておりますが、その分が繰りかわったほうの地方揮発油譲与税のほうに来たということでございます。これは、道路特定財源から一般財源化されたわけでございます。

ご質問は、これが道路にほとんど使われたかというお話でございますけれども、これにつきましては私のほうでは、現実的にどういうふうに使われたかというのはちょっとわからないということでございます。道路特定目的財源というか、特定財源から一般財源化されたわけですから、財源の使途が特定されないわけでございますので、その辺については道路に使われたかというのはわかりません国のことから、町のほうはこれだけの収入があったということでございます。

それから、次のページです。地方消費税交付金の関連ですが、これは県の消費というふうにおっしゃいましたけれども、これ見ていただきますと都道府県間の精算を行った後の地方消費税の実質収入金額の2分の1に相当する額が、人口及び従業者数によって案分して交付されたということで、全国のことでございます。

確かに嵐山町の税収というのは21年度は落ちておりますし、リーマンショック以降所得については下がっているような状況もございます。消費税に

つきましては、前年対比申し上げますと、川口議員がご指摘いただきましたように1,208万8,000円ほどふえている状況です。いろんなことは考えられるわけでございますけれども、消費はある程度活発に行われた部分があると。

もう一つは、一つ大きく影響しているのは自動車の関係。21年度から22年度にかけて大分自動車は売れたということでございます。それは、前にもお話を申し上げましたけれども、新グリーン税制によりまして2009年4月からハイブリッドカーは所得税、重量税、これが全額免除。それ以外の車でも一定基準を満たしたものにしましては、環境対策を、購入しますと50%から75%、これが減額されると。そのほかに最大25万円のエコカー補助金。エコカー補助金は終わってしまいましたけれども、最大で25万円のエコカー補助金が交付されると。このようなこともありまして、各種自動車会社のCMでも盛んに宣伝をし、また広告も毎日のように車の宣伝がありました。こういったような関係で大分自動車売れたということは、これに影響をしているというのが一つかというふうに思っております。

それから、48ページの広報紙の関係ですが、部数につきましては6,400部です。広報の単価が1枚当たりわかりませんが、議会報のですね。広報のほうは、リサイクルマットA4判の44.5キロというのを使っております、基本24ページでございます。これは、1年ごとの単価契約をしております、単色1ページ、これ1円20銭でございます。20年度が1円55

銭でございましたので、35 銭ほど 21 年度は前年度と比べて1ページ当たりの単価は下がっております。

毎年、1年ごとに見積もりをとって単価契約をしておりますので、こんなような単価になっていると。部数につきましては議会報が 6,400 部だといいますと広報と同じ部数ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 3ページの公債費ですけれども、公債費比率ですが、公債費が下がったという説明でしたが、公債費が 21 年度は上がっているわけですね。元利で7億 4,000 万円返しているわけですけれども、借りたのは 10 億円ですからね。ちょっと今の説明ですと、利息は普通返すあれに入っていないから。4億円ぐらいふえているはずですね。ちょっともう少し説明を聞きたいと思います。

道路関係は、わからないということでわかりました。

それから、地方消費税の交付金なのですが、私も自動車の関係、エコポイントの関係で電気というものがあってその辺が影響したのかなというふうに考えたのですね。嵐山町にそういった企業がないから仕方ないのか、これだけ消費が伸びているのであれば法人税がなぜ減るのだろうかと思っただけです。その部分だけ、エコポイントと車の関係だけのものであると国の施策としていかなものだったのかなというのは、ちょっとそこも言いた

かったので。もういいです。課長の説明でわかりました。

48 ページの広報紙ですが、そうですか、ページ数が違うから若干の違いは出てくるのかなというふうに思いました。

それで、この消耗品。なぜ今回出てきたのか。これは何なのか。ちょっとすみません。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

広報紙の発行事業の関係の消耗品につきましては、ちょっと内田のほうから説明させていただきます。

3ページのほうの公債費の関係でございますけれども、公債費ですが、先ほど減少しているというお話を申し上げました。5ページのところに歳出の状況がございまして、公債費というのがございます。決算額は7億 4,428 万 6,000 円。これは、前年度は幾らかと申し上げますと8億 1,718 万円。これを差し引きしますと、対前年比、対前年度でいいますと 7,289 万 4,000 円の減額という形でございます。

借金はどうなのかということでございますけれども、借金は借金で公債費比率と特別関係ないわけでございます、借金はいずれ公債費返して、例えばまちづくり交付金につきましては3年据え置いて20年ぐらいかかって返していくわけですが、そのときの返済の中には含まれるわけでございますけれども、直接は去年の十数億円ですか、借金がこれに影響してくる

わけではないということになります。

あと広報紙でよろしいですね。

○河井勝久委員長 内田主査。

○内田恒雄政策経営課政策経営担当主査 それでは、文書広報費の消耗品の関係につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、むさし台区のコンテナ購入ということで、通常広報等配布物につきましては地域担当の者が各区長さんのほうに直接伺って配布しております。むさし台につきましては1丁目から3丁目まで区長さんが、世帯数が多いものですから、1丁目、2丁目、3丁目、それぞれ副区長さんのお宅に町の政策経営担当職員が直接配布しておりまして、その際に配布物をまとめて入れるコンテナということでこれを購入いたしまして、各副区長さんのお宅に置いていただいているというものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 52 ページなのですが、ホームページ作成研究委託で100万円ということだったので、きのうちよつとのぞいてみたのですが、久しぶりに見たので観光のほうはどこがあれしたのかわからなかったのですが、このホームページ作成の委託の研究効果の効果はどのような感じであらわれたのか伺いたいと思います。

それから、同じくこの下かな、広域路線バス運行事業なのですが、だんだん少しずつですけれども、定員が、乗車していらっしゃる方が少しずつふえているのですけれども、これは広域路線バスの補助金というのはイーグルバスのほうの経営ベースではどのようになっているのか、伺えたらと思います。

それと、144 ページになります。予備費なのですが、予備費で公債費の利子を入れたというのはどういう事情からこの公債費の利子を入れたのか。一時借入金の利子とはちょっと金額が違うようなので、その点を伺いたと思います。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えします。

52 ページのまずホームページの運用管理事業でございます。きょうというか、ホームページをごらんいただいたということで、パソコンの中で動画の画面とかを、観光のホームページのトップを見ていただいてクリックしていただくと、それぞれの番組が見ていただけたのではないかというふうに思いますが、作成研究委託につきましてはご案内のとおりだと思いますが、川越市にございます尚美学園大学、ここにリニューアルの委託をいたしました。

100 万円の金額は安いか高いかという話になるわけですが、これは学生の研修といいますか、それも含まれているということでかなり安い金額で請け負っていただいております。それが一つございます。

効果の関係ですが、アクセス件数というのが一つの目安になるかなと思うのですが、嵐山町のホームページにアクセスをしていただく件数です。リニューアルの前でございますけれども、その前でも観光のホームページには結構たくさんのアクセスをいただきました。

また、前にもご質問いただいたかと思うのですが、その後でございますけれども、多分一番多かったのが5月の連休ごろの、昨年ですけれども、多分1日5万ヒットぐらいのアクセスが、以上でございます。5万ヒットというのは、1ページ1ヒットというふうに考えていただきたいと思うのですね。何枚か見れば2ヒット、3ヒットというふうな感じなのですが、そのような形で大分見ていただけるホームページだということで、見ていただいた方からの評判もいいという形で大分私どものほうにも「嵐山町のはいいね」という形で反響が返ってきております。そういった関係で、リニューアルしたこと自体はすごい効果があったかなというふうに思っております。

それから、路線バスのイーグルバスの関係でございますけれども、これイーグルバスの経営ベースでどうだったのかというようなご質問でございます。イーグルバスにつきましては、基本的には赤字の補てんをさせていただいているというふうなことでございまして、イーグルバスの個々のかかった、かかる費用と、そして運送収入、営業収入、それを差し引いて赤字部分を嵐山町とときがわ町で埋めているという形になっています。

合計で申し上げたいと思いますが、それぞれに出ていますが、日影線、

第二庁舎線、循環器線、市街循環線、これらは個々にいろんな経費の明細が出ておりますが、全体で申し上げますと車両費から始まりまして、自動車の重量税や任意保険や強制保険、そういったもの、それから人件費、車両の修繕料、そういったものの一切を含めてかかっている費用が2,030万1,456円と。これが1年間イーグルバスが今申し上げた日影、第二庁舎、循環器、市街循環線、これに係る費用で、これに運送収入が一番第二庁舎線、日影線が大分入ってくるわけですが、これ合計全部しますと運送収入が703万7,708円でございます。そのほかに、いつも広告のことでご質問いただくことがあります、たまたまと申しますか、平成21年度は広告収入がわずかですが、ございました。それが3万9,984円でございます。そうしますと、それを足しますと、上から補助対象経費になるわけですが、その差し引きが、営業収入が全部で706万3,692円ですね。補助対象経費というのは先ほどの経費から収入を除いた額です。これが1,323万7,760円と。これだけの赤字になっていると。その赤字をときがわ町と嵐山町で距離案分で埋めているというのが今の現状でございます。

ちなみに昨年は、21年度は嵐山町が919万4,000円を負担し、ときがわ町が404万3,000円で、合計で1,323万7,000円を補助金として支出しているというような状況でございます。

イーグルバスのほうもいろいろ回数券やら定期券やらということで努力はしていただいていると思います。そしてあと、21年度はたまたま広告収入

も入りましたけれども、そういったような営業努力もしているのだけれども、なかなか広告収入はふえていかない現状があると。去年は、結果的にわずかでございますけれども、4万円弱の広告収入があったと。少しではですが、その部分がふえればふえるほど町の負担分としては少なくなるわけでございます、その辺の願いは強くしているところでございます。

それから、144 ページの予備費につきましては、伊藤のほうから説明させます。

○河井勝久委員長 伊藤主査。

○伊藤恵一郎政策経営課政策経営担当主査 それでは、説明させていただきます。

144 ページの公債費に予備費を 263 万 4,000 円させていただきました。一つ目の理由としまして、その上段にあります一時借入金利子が 95 万 9,000 円ほど不足したことによりまして予備費とさせていただきました。

あともう一つ、長期借入金利子としまして 167 万 5,000 円を全額予備費にさせていただきました。と申しますのは、臨時財政対策債が前年度に比べまして 1 億 1,120 万円ほど増額しておりまして、臨時財政対策債におきましてはこの 41 ページに書いてありますとおり 11 月 25 日に借入れを行っております。11 月 25 日に借入れを行いますと 3 月に第 1 回の利子の償還が始まりまして、この予算額をちょっと失念して、すみません、失念しておりまして、実際の 3 月の支払のときに不足するという事態がわかりまして、流用す

るところがございませんでしたので、この予備費で対応させていただいたということです。

以上で説明を終わります。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 決算書のほうの 69 ページなのですけれども、1 点だけなのですが、負担金補助及び交付金ということで随分前からの事業なのでしょうけれども、東上線の東松山寄居間複線化促進期成同盟会の負担金ということで毎年載っていますが、これは内容的にはどんなことをやっていて、どの自治体が入っているのかちょっと教えていただけますでしょうか。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 東上線の東松山寄居間複線化促進期成同盟会のことなのですけれども、これは始まりは昭和 44 年というふうに、そこから始まったということでございまして、東武の池袋駅から寄居駅までの複線化、これを実現しようというふうなことで来たわけでございます。もう嵐山の信号所までは複線化になっているわけでございます。それだけではなくて、最終的には寄居町までの複線化、これが大きな陳情の一つでございます。

そのほかに、この同盟会には9市町村で構成をいたしております。会長は小川の町長、嵐山の町長も副会長で出席しておりまして、首長と市町村の議長、そして担当課長、それらがメンバーになっております。

金額につきましては、人口の関係で、市は東松山市なのですが、市より3万人以上の町については8,000円というような負担区分がございます。3万人未満の町については6,000円、村は2,000円、そういうような負担金の区分がございます。

先ほどちょっと申し上げましたように、陳情につきましてはそういう寄居町間まで早く複線化のお願いを、東武東上線事業部のほうにお願いをしてございます。そのほかに昨年、21年度は要望活動というのも行っていて、12項目の要望を出していると。その中にはいろいろございますけれども、小川町の、例えば駅舎等の環境整備でありますとか、森林公園駅、小川町駅の間並びに小川町、寄居町間の電車の増発とか、その細かい終電の延長ですとか、細かい内容のものを要望事項ということでお願いをしております。

〔「森林公園の待合室」と言う人あり〕

○井上裕美政策経営課長 そうですね、森林公園の待合室もそうです。

それから、小川町、男衾駅、鉢形駅の橋上駅舎化とか、そういった細かい12項目でございますけれども、それを東武東上線の東上業務のほうへお願いを。会長は小川町長ですが、会長、副会長、担当課長、それから県の交通政策課、県の地域振興センター、そして小川町の事務局に。総勢しますと16名で、これは陳情要望活動を東武のほうに行っているというものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 そうということになると、複線だけを目的とした同盟というか、組織ではないということですね。それで、いろいろのもろもろの問題を東松山以北ですか、そこの方が中心となってやっているということ。

一つ聞くことなのですからけれども、町をもちろん複線化はこれから寄居まで東武はやっていただきたいということで要望するのでしょうか、寄居の荒川にかかっている鉄橋が非常にもう老朽化しているということで、寄居のほうとしては非常に問題だというふうなことからしておるらしいのですが、その辺のあれも出ていますでしょうか。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 平成 21 年度要望した中には、この鉄橋の話はございません。

ただ、今お話しいただきましたように鉄橋も大分老朽化していると。なかなか複線化が進まない理由の一つも多分そういったような鉄橋に係る費用というのは、ある程度大きな額がかかるということもございまして、その辺はなるべく早くクリアをしていただきながら、クリアしてというのは東武のほうにですね。町のほうというか、この会としては早く陳情して東武東上線が寄居町に早く複線になってもらうような要望活動をしていただけということでございます。

鉄橋については、ですから町のほうというか、この会のほうで今後複線化になる前にもある程度の補修ですとか、そういったものはやっていただく必要があるとすればお願いしていくことになるというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 複線化するということがこの町の発展にも非常につながるのだというふうに思うのですよね。単線だってつながっているのだからいいではないかなということとは大分違うと思うので、今後ともぜひ頑張りたいなというふうに思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、39 ページですけれども、嵐山の広報の中には広告料というようなものが入っているわけですが、残念ながら決算書で見ますと去年度よりも減っているというふうになっていますが、当初の見込みですと54 万円ぐらいということですが、この内訳につきましては1段が2 万円、あるいは半分で1万円というような設定がしてあるというふうに聞いていますが、その内訳を今年度は47 万円ということですが、どんなふうな内訳だったのかお尋ねいたします。

それと、もう一点すみませんが、54 ページなのですけれども、地区の集会所のトイレの洋式化ということで取り組みまして、くみ取りの関係のところ

につきましては環境的にも、あるいは利用する立場になりまして非常に使いやすいようになってよかったというようなお話も伺っていますが、この平成 21 年度までに全体的には終わっているのか、あるいはどんなふうなところまで進んでいるのか、要望どおり全部終わったのか、お尋ねさせていただきます。

それと、その下の段ですけれども、コミュニティの推進事業なのですが、これは団体数が 21 団体から 16 団体に残念ながら減っているというようなことなようですけれども、当初でいきますと 220 万円の予算計上がしてありましたが、減った理由につきまして、これはできる限り地域は地域でというような町長のお考えもあるようですけれども、残念ながら減ってきているというのは何か原因があるか何か、お尋ねします。

以上です。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 初め 39 ページの広告料の関係でございます。

広告料の納入者は実質 16 件でございます。この広告料につきましては、広報の一番下のところにいつも広告を出してまして、あの絵の下のいっばいのやつですね、5.8 掛ける 17.5 ぐらいなのですけれども、それが一つのスペースになってまして、その一つのスペースをやりますと月額が 2 万円でございます。その半分のスペース、これが月額が 1 万円ということでございまして、去年は多分 31 万円だったと思うのですが、今年 47 万円ということとで 16 万円ほどふえているというふうに思っておりますけれども、どんなと

ころが出していただいているかということ、既に広報を見ていただければこんなところがあるなというのはわかっていただけているのかなと思いますが、例えば納入者といたしましてはNPO法人のたすけあい訪問でありますとか、関根国太郎商店さん、それからアドニス小川カントリー倶楽部、それから司法書士の柴崎さんという方。それから、一番多いのは小林工業さんでございまして、これはずっと載せていただいております。そんなような形で、前年度と比べますと、前年度というのは20年度ですが、16万円ほど広報の雑入の広告料は伸びている状況にございます。

それと、54ページのトイレの洋式化の関係でございしますが、地区集会所トイレの洋式化事業、これにつきましては昨年の地域活性化経済危機対策臨時交付金、これが大変ありがたい補助金をいただきましたので、これを活用しながら17集会所の33基、これを改修をさせていただきました。洋式化にさせていただきました。これで、すべての集会所で最低1つ以上、男女各1ですね、トイレが洋式化になっているという状況でございます。

それから、コミュニティーの関係でございすけれども、これは平成17年から当初3年間助成で1団体当たり限度額20万円でやってきておりまして、その後20年に要綱を改正しまして、4年目以降につきましては経費の70%を上限に10万円の助成を継続して行っておりまして。

平成21年度は16団体ということで、前の年が21団体ございました。16団体で155万円ということは、15の団体が限度額10万円として、限度

額までいかなかった5万円の団体が1団体ということでございます。

やっていただいています事業は、地区で敬老会をやっていただいたり、グラウンドゴルフをやっていただいたり、環境美化運動をやっていただいたり、さまざまな事業を地区のほうで考えてやっていただいております。これは継続してやっていただけるように、町のほうでも継続して助成をしているわけでございますので、その辺のところはもう一度、やめたところではなくて継続をしているのですが、この補助金の申請をなさっていないというところが多分あると思いますので、その辺はお話をしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、今の地区トイレなのですけれども、これは集会所に限りということで計画を立てて17カ所で33基という話でしたけれども、これ以外での要望にこたえていくというようなお考えはないのでしょうか。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

まず、昨年、21年度につきましては、それぞれの集会所、集会所の和式のトイレでなかなかお年寄りがそのところに集まりにくい、そのようなお話を町長も集会所に行くたびにお伺いしてきたということで、たまたまいい交付

金がありましたのでそれでやらせていただいたということでございます。

あと公共施設につきましては、そういうことがないような形で、小中学校につきましても全部洋式化に多分なっておりますし、この間の補正ではB & G海洋センターが、B & G海洋センターのトイレがまだ洋式化ではなかったということで、早速その予算をとらせていただきました。町としましては、小中学校をはじめ集会所、それからその他の施設、公共的な施設については最低でも1つ以上の洋式化トイレを目指して今。それで、このB & G海洋センターのトイレが完成すればすべてが終わるというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 すみません、もう一回お尋ねしますけれども、これは地区集会所ということはわかりますけれども、それ以外でもやはり神社とか何かというものもありますよね。そういったところの要望等が多分出ているかなというふうに思っていますけれども、そういうところの対応は集会所ではないのでやっていかないというようなお考えでしょうか。

○河井勝久委員長 ちょっと、松本さん。集会所の関係で言っているので、そっちのほうだと違う内容になってくるのですけれども。

○松本美子委員 わかりました。では、終わります。結構です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 1点だけ質問させてください。

3ページの義務的経費比率と投資的経費比率なのですが、義務的がかなり大幅に下がっているということでもいいことかなと思っていたのですが、その割に投資的経費比率が上がってはいるのですが、この上がり方が義務的に比べて少ないというのはどう分析、どう理解していいのかなというふうに思ってお聞きするのですが、一つには予算総額がかなり上がったせいかなとも思うのですが、その辺について教えてください。

以上です。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えをいたします。

義務的経費比率につきましては、39.4%と前年度に比較しますと7.7ポイントほど下がっているということでございます。これ横をずっと見ていただきますと、久しぶりに30%台に入ったということでございまして、大きな理由は公債費の減少でございます。先ほどちょっとお話し申し上げましたように、公債費が前年度比で7,289万4,000円ほど減少しておりますので、それが大きく影響していると。これがずっと30%台で推移ができるかという、これもまた公債費の関係がございまして、今年度また上がることもありまので、また40%に戻ってしまうかもしれませんが、21年度はそういうような状況でございました。

投資的経費比率につきましては、柳議員からお話いただきましたように 14.3 ということで前年比 1.3 ポイントと上昇いたしました。この大きな理由は、給食調理場の建設事業、この関係で伸びてきている。これが1億 7,255 万 3,000 円ぐらいございましたので、そのかわり生活道路整備事業、これは減少しておりまして、それが丸々伸びてはいなかったと。生活道路の整備事業自体は合計しますと約 3,000 万円、3,200 万円ぐらい減になっております。そのかわり今申し上げた給食調理場のほうの建設事業、これが1億 7,250 万円ぐらい伸びているので、その分が多少伸びたという形になろうかと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 お聞きしたいのは、義務的が減った割には投資的がもっとふえてもいいのではないかなという気がしたもので聞いたのですけれども。その辺の分析はどう理解したらいいのかなということで疑問に思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えします。

先ほど柳議員もちよっとお話があったと思うのですが、全体の予算額も伸びておりますので、その割合でいうと伸びている率が少なかったと。そう

いうご理解をしていただければいいのかなと思います。

○柳 勝次委員 了解。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、政策経営課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時41分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課に関する部分の質疑を行います。

質問のある方、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 45 ページの庁用品購入で、ちょっと細かいのですが、テレビの受信料、昨年 11 万 4,000 円余りだったのが 3 万 9,000 円に下がったのは、どういう理由なのでしょうか。

それから、その下の臨時非常勤職員管理事業、これ今度細かく分かれるようになっていきますね。去年は社会保険料だけだったのですが、こういうふうに分けてきたのはどういう理由か、伺いたいと思います。

それと、次のページなのですが、職員の安全衛生管理事業の新採用健康診断。これ、新しい職員に対してだと思うのですけれども、全員が受けていると思うのですが、ちょっと確認ですが。

それと、臨時職員の健康診断。これも全員が受けているのだと思うのですが、確認をしたいと思います。

それから、55 ページの人権対策推進事業ですけれども、部落解放に 69 万円の支出をしているわけですが、部落解放としては会議自体はどのくらい開いているのか。それに使っているのかなと思いますので、わかりましたら伺いたいと思います。

それから、そのページの一番下の入札契約状況で町内業者、町外の状況を伺いたいと思います。

それから、次のページの防犯対策ですけれども、防犯に関していろいろ町民も努力していますけれども、どういう結果であったか伺えたらと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、私からは、テレビ受信料並びに次の臨時非常勤職員管理事業、及び職員安全衛生管理事業につきましてお答えを申し上げます。

まず1番目、45 ページの事業名5番、庁用品購入等事業、14 節使用料

及び賃借料のテレビ受信料の関係でございます。昨年度、平成 20 年度、11 万 4,980 円という決算でございましたが、平成 21 年度は3万 9,615 円という金額でございました。この変更の理由でございますが、平成 21 年2 月から事業所割引制度という新たな制度が新設されたことに伴いまして、契約の内容を見直し減額となったものでございます。内容といたしましては、複数台契約をしている事業所にあつては2台目のテレビの契約から半額になるというものでございます。また、21 年2月からの変更ということでございますので、20 年度の精算分、2月、3月分の減額になった分につきましても 21 年度の金額で相殺をしているということでございます。

続きまして、事業名6、臨時非常勤職員管理事業でございます。平成 20 年度の分につきましては社会保険料のみという計上になっておりましたが、平成 21 年度につきましては新たに嘱託員報酬、短時間再任用職員に係る給料、手当、旅費、こういったものを新たに計上したものでございます。こういったものにつきましては、より明確に区分をするということでこのようにさせていただきました。

続きまして、46 ページ、事業名 13 番、職員安全衛生管理事業でございます。新採用職員健康診断並びに臨時職員雇用時健康診断委託料につきまして、雇用した全員が受けているかという質問でございます。新採用職員につきましては6名、臨時職員につきましては 41 名、全員の方に受けていただいております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうから 55 ページの部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の補助金の会議等の回数ということなのですが、埼玉県連合会への定期大会だとか、または研修会、あと比企郡協の会議あるいは市町村交渉等、そういう参加が 46 回ございます。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 残りのことにつきまして、まず最初に入札の関係でございますけれども、町内と町外の割合ということで申し上げます。

最初に建設工事、町内が件数で 65 件、率にいたしまして 66.33%、金額が2億 7,804 万 5,000 円、率にいたしまして 45.34%。

次に、業務委託を申し上げます。件数が 97 件、率にいたしまして 40.59%、金額 8,088 万 6,000 円、率にいたしまして 27.41%でございました。

次に、防犯の活動状況でございますけれども、その結果ということのお尋ねでございます。まず、防犯の活動の団体でございますが、区長を中心にした団体、PTAを中心にした団体等で 40 団体でございました。パトロールセンターのボランティアが約 200 人、菅谷中学校の通学区域内の見守り活動

が200日、ナイトパトロールが12回、青色回転灯車、青色のパトロール車による町内の巡回が133回、防災行政無線による呼びかけ25回。以上でございました。

なお、刑法犯の発生の件数でございますが、21年の件数が271件、20年が301件でございましたので30件の減少ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 45ページの臨時非常勤の関係なのですが、大変これ人数が多いわけですね。そういう関係からこういうふうに分けてやったのかなというふうに思うのですけれども、ちょっと人数を伺いたいと思います。

それから、55ページの部落解放同盟の関係なのですが、嵐山支部で会議をやったという実績はそうするとないわけなのですか。嵐山支部への補助金として支払っているわけだと思います。ほとんどトンネルで上に行っているという感じをそうすると持ってしまうのですけれども、その点いかがなのか教えてください。

それから、町内業者との関係ですが、これですと町内のほうが金額的にも大きいということで理解してよろしいのですか。町内で2億7,800万円、町外が8,800万円という.....

〔「違う、それ業務委託でしょう」と言う人あり〕

○川口浩史委員 すみません。町外でちょっと数字おっしゃって。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○川口浩史委員 言わなかったですよ。町外も聞いたのですか。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○川口浩史委員 では、わかりました。その点、お願いします。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、お答えを申し上げます。

まず、45 ページの事業名6番の臨時非常勤職員管理事業に計上をいたしました職員の数でございますが、まず嘱託員報酬につきましては2名分を計上してございます。1名につきましては庁用車運転業務に当たる職員、もう一名につきましては町民課の戸籍住民業務に当たる職員の4月から6月分をこちらで使用しています。7月以降につきましては該当する費目のほうに記入してございます。

続きまして、短時間再任用職員でございますが、こちらにつきましては2名分を計上してございます。税務課及び町民課に勤務をいただいた短時間再任用職員でございます。こちらにつきましても、7月分以降につきましては該当する科目のほうに計上してございます。

続きまして、賃金の臨時職員賃金でございますが、こちらは人事異動に伴いまして職員が不足をするということがございます。そういった課に対応

するために計上しているものでございまして、会計課、議会事務局、公民館の3名分の4月から6月分をこちらで使用しております。7月分以降につきましても同じく該当する科目のほうに記入してございます。

なお、役場全体の平成 21 年度の臨時非常勤職員の人数でございすが、嘱託員につきましては全体で6名、臨時職員につきましては全体で 87 名の職員を雇用してございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、55 ページの部落解放同盟嵐山支部の支部独自の会議ということですが、年間6回ほどございます。総会が1回、それから支部内会議ということで5回ほど開催されております。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、町外の契約状況を申し上げます。

まず建設工事、件数が 33 件、率にいたしまして 33.67%、金額3億 3,514 万 6,000 円、率にいたしまして 54.66%。

業務委託を申し上げます。件数 142 件、率にいたしまして 59.41%、金額2億 1,415 万 8,000 円、率にいたしまして 72.59%。

以上が町外の状況でございます。

○河井勝久委員長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 それでは、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分です。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時27分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課及び会計課に関する部分の質疑を続行いたします。

質問のある方、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず38ページなのですが、過年度収入で住宅新築資金貸付金ですけれども、諸収入のところ、雑入になりますかね、42万円が入っていますけれども、残金残高と件数をお願いします。今後の利息、利子がどのくらいになるか、伺いたいと思います。

それと、45ページなのですが、社会保険料なのですが、共済費322万440円ですが、これは職員だけなので……。ごめんなさい、これ職員ではなくて社会保険料ですが、雇用保険と労災と、それから社会保険、それぞれの金額とそれに対応する非常勤職員の人数を伺いたいと思います。

それから、55ページになります。人権対策費ですけれども、これは各種

研修会、具体的な費用、何を行ってどのようになっているか、具体的に一応きょう伺います。

それから、下の人権対策啓発事業の報償費 6,000 円ですけれども、これも報償費の具体的な内容を伺います。

それと、56 ページになります。上の負担金補助及び交付金ですね。埼玉県電子入札共同システム参加で、これで21年度の評価といいますか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうから住宅新築資金の過年度収入についてご回答いたします。

この 42 万円についてはちょっと質問なのですけれども、この内容は人数が何人かということよろしいのですか。

○渋谷登美子委員 すみませんね。過年度収入ではないよね、雑入で入っているのはこれだけではなかったのかな、おかしいな。

すみません。これごめんなさい。貸付金元利収入で新築資金貸付金元利収入と、それから過年度収入と2つありますよね。そのところなのですから、ごめんなさい。

○河井勝久委員長 では、いいですね。これくらいね。これ、聞くの。

○渋谷登美子委員 それで、元金残高と件数、それぞれ伺います。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 20 款のほうの貸付償還金、これにつきましては返済者が5名でございます。それで、5名のうちちょっと人数だけでよろしいのですか。

○渋谷登美子委員 元金と今後の利息。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 はい。元金の滞納分も含めて元金残が761万8,593円です。それから、利子が56万7,027円です。それから、過年度収入につきましては1名ということで、これは元利を含めてなのですけれども、41万円です。

以上です。

○河井勝久委員長 答弁漏れね。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 続いて、55 ページの人権対策費の関係なのですけれども、研修会を具体的にということなのですけれども、まず研修会ですと、研修会とあとは大会なのですけれども、4月 11 日に部落解放同盟の定期大会、それから4月 22 日、同じく部落解放同盟で 2009 年度の活動計画の説明会、それからちょっと日にち、ちょっと、4月の下旬なのですけれども、新人の人権担当者の研修会、それから6月 25、26 日、これ部落解放同盟ですけれども、第7回の夏期講座、それから7月2日、3日、これも部落解放同盟ですけれども、41 回の東日本研究集会、それから7月 13、14 日、ここで比企郡協議会の総会と比企地区実行委員会の総

会、それから7月 14、15 日で部落解放正統派になりますけれども、2009 年の第1回の研修会、それから7月中旬だったのですけれども、日づけがはっきりしないのですが、比企地区狭山事件を考える住民の会というので比企地区狭山事件を考える会、それから 10 月 24、25、26 日、これが部落解放同盟の第 43 回全国集会、それから 10 月の下旬でちょっと日にちはつきりしないのですけれども、第7回の人権政策フォーラム、第 10 回知事要請行動、それから 10 月下旬、ちょっとこれも日にちはつきりしないのですが、比企地区狭山事件を考える住民の会で比企地区狭山事件を考える会がありました。それから、9月 27、28 日、これが部落解放愛する会で第 87 回研修会、それから 10 月8、9日、それから 11 月5、6日と4日間に分けて第 12 回の人権教育啓発リーダー研修会がありました。それから、10 月4、5日、これ部落解放を愛する会ですけれども、比企・入間郡市協議会、第 20 回の研修会、それから 11 月 18 日、これは部落解放同盟ですけれども、第 29 回埼玉県研究集会、それから 11 月 25、26 日、これ正統派になりますけれども、第 20 回部落問題啓発研修会、12 月初旬なのですけれども、これ日付がどうですか、人権啓発企業連絡会第 18 回人権同和問題研修会、それから 12 月下旬だったのですけれども、比企地区狭山事件を考える住民の会で比企地区狭山事件を考える会です。それから、11 月 12 日、部落解放同盟の 2010 年の新年旗開き、それから1月 21 日、比企郡協議会で 2010 年度新年の旗開き、それから3月下旬に部落解放同盟で人権政策確

立要求の第2次中央集会というのがございました。

報償費なのですけれども、報償費につきましては実は6,000円とございますけれども、これ啓発用の看板の土地の使用料でございまして、嵐山バイパスのファミリーマートのところの交差点のところでございます「人権尊重宣言の町」という看板が立っていたのですけれども、その看板の使用の土地代ということで年間3,000円なのですが、実は平成20年度がちょっと未払いがございましたので、2年分を支払いのほうをさせていただきまして、2年分ということで6,000円になります。

以上です。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、私からは臨時非常勤職員管理事業の社会保険料の内容につきまして申し上げます。

まず、健康保険、厚生年金保険の関係でございまして。金額につきましては234万2,353円でございまして。人数につきましては、平成21年4月の当初は18人が対象でございました。月によりまして、例えば退職をする、あるいは就職をする、勤務時間が変動するということで月によって人数にこうばらつきがございまして。21年4月には18人が対象でありましたが、22年3月には10人の方が対象となっております。

続きまして、雇用保険でございまして。金額につきましては66万9,727円でございまして。こちらにつきましても人数に月によって差異がございまして、

月平均で見ますと 38 人が対象となっております。

先ほどの健康保険の関係でございますが、月平均にならしますと 13 人が対象でございます。

続きまして、労災保険でございます。金額は 20 万 8,360 円が決算額でございます。こちらにつきましても月平均でならしますと 53 人の方が対象となっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 電子入札の関係をお答えいたします。

電子入札につきましては、20 年度に準備を始めまして、21 年度、22 年度の業者の資格審査等を実施いたしました。資格審査につきましては、埼玉県と共同受付ということで市町村はなっておりまして、現在参加をしております 52 の市町村、それと埼玉県、合わせた 53 の自治体が共同の業者の受け付けをしたと。その面では、事務は効率化できたというふうに考えております。

それから、町のほうでは、この機会にさまざまな手続等を法令にのっとった形に変更いたしました。それから、やはり入札結果の公表とか等を含めたすべての事柄について法令にのっとった公表も開始をしたと。この電子入札一つをきっかけにして、いろんな形の町の入札制度改革も一緒に行われているということでございます。

なお、実際のこの電子入札による入札になるわけでございますけれども、22年度が模擬入札、本年度模擬入札を行いまして23年度から施行というふうな予定になっております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 人権対策の各種研修会費用で、そうしますと私はちょっと部落解放同盟にかかわらないのは10月8日、11月5日、6日の人権フォーラムだけなのかなと思うのですけれども。部落解放にかかわらないものは何件ぐらいあるのでしょうか。ほとんどないと言っていいのかなと思うのですけれども。この辺ちょっと伺いたいのですが。それだけでいいです。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、確立要求、5月下旬にあった確立要求、これもかからないですし、あと比企地区狭山事件を考える会、これも部落解放にはかかわっていないです。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。ちょっと5月下旬の確立要求というのはよくわからないのですけれども、これは全部で確かに比企地区狭山事件の会は住民の会で私も参加している会なのですけれども、それ以外は確立要求というのが理由がわかりません。

嵐山町で人権対策というのはいろいろなことが言われていて、外国人の人権とかいろいろな女性への人権とか、それから障害者への人権とかもいろいろなことが言われているけれども、嵐山町の人権対策というのは部落解放同盟にかかわらないものというのは、全然研修会として狭山事件も一つは冤罪事件ですから、そういうふうに考えること、別の問題として考えることはできるのですけれども、嵐山町の人権教育は人権研修会、ここでは少なくとも職員の方が参加しているものというのはほかの問題というか、確立要求というのがわからないのであれなのですけれども、ほかではもう全然参加することもないということなのではないでしょうか。伺います。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 渋谷議員さんおっしゃられるように、同和問題だけではなく、高齢者ですとか外国人ですとか、子供、高齢者、障害者、女性、外国人、その人権について啓発事業を行っておるわけですけれども、それはこういうふうな形で、これ比企郡市が共同でつくっているものですが、この中には同和問題をはじめとしたさまざまな、今おっしゃられたような人権について啓発活動を行っているという、一つにはそういうことを行っております。

それから、先ほど研修会等に参加をしている、副課長から申し上げました22回研修会に参加をしておるわけですね。この中には部落解放同盟が主催をしているものもございますし、他の運動団体が主催をしているものも

ございますし、人権について人権確立要求埼玉県実行委員会という、宗教家ですとか教育者ですとか、そういった方が入っている団体が主催しているものもございますし、運動団体のほかにもそういったところが主催をしている研修会等に参加をしていると。その活動ということでご理解いただければと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 46 ページなのですけれども、16 のところにあります埼玉県市町村総合事務組合の負担事業なのですが、ここの数字なのですけれども、過去の3年間ぐらい見てみますと、18 年ぐらいには1億5,000 万円ですね。それで、前年度は1億2,500 万円ですか。それで、私が思うのは、この人件費の額が去年とほとんど同じなのですが、この数字が退職分、この部分の金額がかなりふえているのですね。それで、この一つの数字が出てくる根拠のようなものがあると思うのですけれども、教えていただければと思うのですけれど。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

埼玉県市町村総合事務組合の退職手当負担事業のこの負担金の積算の根拠というご質問だと思います。まず、退職手当の一般分でございますが、

給料月額の1,000分の210を負担金といたしまして計算をして総合事務組合のほうに支出をしているものでございます。

2段目の退職手当特別分につきましては、これ退職者に係る特別の負担金という形になっておりますが、定年退職あるいは勧奨退職ということで職員の方が退職されるわけでございますが、定年退職あるいは勧奨退職と自己都合による退職というのは、これは支給率が異なっております。この差額を町のほうが特別分という形で負担をするものでございます。

なお、今回の1,544万7,934円につきましては、平成20年度をもって退職をされました3人の方の定年退職、3人。この方たちに係る特別分として支出をしたものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、この一般手当分のところはほとんど変化なくこの金額がこれからも出ますけれども、この下の部分についてはその年度によって相当やはり、半額になったり、これから倍額になったりするというふうに理解してよろしいですか。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのほうでお話をされたとおりでして、退職者の数によりまして該当する方が多ければふえて、減ってくれば減るというような形になっ

ておりますが、今後数年間にわたりまして、これまでよりも多くの職員がこの退職の時期を迎えるというような事情がありましたので、今後ともある程度の額は支出をせざるを得ない状況にございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

吉場委員。

○吉場道雄委員 1点だけ伺います。

決算書の47ページ、61ページなのですが、七郷簡易郵便局ですか、20年度は一般会計から60万円ほど持ち出ししましたが、21年度はかなり手数料もふえまして128万円ふえていますけれども、手数料がふえた内容で、特にふえたところはどういうところがあったのか、ちょっとお聞きしますが。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

郵便物取扱手数料の収入ということよろしいでしょうか。

○吉場道雄委員 はい。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 まず取り扱いの件数でございますが、平成21年度は5,222件ございました。ちなみに平成20年度につきましては5,314件ということで、平成21年度につきましては取り扱い件数

は減っているというような状況でございます。こちらにつきましては、基本料金と、あとは取り扱ったそれぞれの項目があるわけでございますが、そういった取り扱った内容について1件当たり幾らというような契約になっておりまして、基本料金につきましては平成20年度も21年度も同数でございました。とって取り扱いの件数が減っているにもかかわらず、収入が40万円ほどふえたというのは、1件当たりの手数料金額が高額なものが、取扱量が多かったというようなことで考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 あそこは多分3人でこれローテーションしているのですけれども、結構現金を使うところでそういうところに問題はないかどうか、ちょっと伺います。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

現在七郷簡易局で勤務をされている職員につきましては、今議員さんお話しのとおり3名ございます。この3名とも大変こう経験が豊富な職員でございまして、現在は嘱託員ということで勤務をいただいております。郵便局のほうでもさまざまな研修をしていただいております。そういった研修を受けることによってスキルアップを図りながら問題のない形で運用をしております。

なお、過日郵便局の本局のほうの検査というものがございました。その検査の結果につきましても、全く指摘するところがなかったというような報告をいただいております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 ちょっとでは、私は職員を信じているのですけれども、職員ですけれども、現金を扱うので、ここからこうに外部からねられることはないかなと。ちょっとお金を扱うから1人でどうなのかなとちょっと心配したので伺ったのですけれども。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 すみません。保安上の問題ということなのですけれども、まずあの施設には防犯カメラを設置してございます。それと、非常時にベルというのでしょうか、そういったもので非常事態をお知らせするというような装置も備えております。そういった保安上についても十分注意をさせていただいております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

金丸委員。

○金丸友章委員 1点お伺いします。

説明書の56ページの各種相談事業の中の迷惑相談員の報酬、それか

ら行政相談員の報酬という項目になりますけれども、この迷惑相談員の方
お一人でございますけれども、この方、特に資格等がどのような資格でしょ
うか。行政相談員の方は行政書士さんではないのかなとは思いますが、そ
れで相談の内容等、どのような内容であったのかというような概要、そ
れからその結果としてどのようなサービスが働いたのかという効果ですね。
それを迷惑相談員で、また行政相談員についてもできれば内容等をお伺い
したいと思います。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 迷惑相談員お一人、週に3日、月、火、水と勤務いた
だいています。警察官のOBの方でございまして、いろんな方面、法律的な
もの、あるいは民事的なもの、ご経験長いですからいろんなところに精通を
しておりまして、安心して町民の方も相談に来ていただいているというふうな
状況です。

行政相談員さんは都庁のOB。都庁だったでしょうか。

〔「区役所」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 区役所勤務の行政経験豊富な方でございまして、特
に総務庁長官の委嘱になるわけでございますけれども、町長の推薦を受け
て大臣が委嘱をするという形になっていまして、行政経験等豊富な方で相
談にも安心してお願いをしているという内容です。

相談の件数は、行政相談はそれほど多くございません。迷惑相談につい

てはかなり相談がございます、件数がございますけれども、件数について内田副課長のほうから申し上げさせていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうから迷惑相談員の相談の件数について回答させていただきます。

法律関係が 68 件。これは、電話による相談と窓口に来て相談室での面談による相談と合わせまして、法律に関することが 68 件。それから、行政に関することが 40 件、それから相続に関することが 18 件、それから交通、これ交通事故によって、そういう示談とかそういう関係かと思うのですけれども、24 件、それから離婚が 21 件、それから騒音に関することが 5 件、それから家族や家庭に関することが 10 件、それから近隣トラブルの関係が 25 件、それから暴力、ストーカー関係が 1 件、それから消費生活の関係が 18 件、その他 28 件ということで合計 258 件でございます。

行政相談につきましては、21 年度では 3 件でした。

以上です。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 総計 258 件ということで相談をいろいろ多岐にわたって行われておるわけですが、この相談の結果について顧問弁護士等いらっしゃると思いますので、そういう顧問弁護士さんのほうに離婚もありますし、法律相談等もあります。それは、そういう形でこの相談の推移で、いわゆる法律相

談というものが開催といいますか、相談という日がありますけれども、そういう方向で解決される。全部が全部ではないと思うのですけれども。その他、今ありましたストーカーの問題ですとか、近隣、家庭問題、騒音等、それはどのような方向性を、解決を導いておられるのか、そこら辺をお聞きます。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 今さまざまな相談に見えられるわけなのですけれども、その場で解決ができることもございますでしょうし、多くはアドバイスをし、今弁護士さんのお話出ましたけれども、専門の法律問題等に絡むことについては、町では月に1回の顧問弁護士の相談の日を設けていますけれども、例えば県においては東松山の庁舎においても週に1回、あるいは週に2回とか、そういう顧問弁護士さんが来て相談に応じてくれる日があるのですね。さまざまな県内の法律相談の情報も迷惑相談員が持っていて、この日にはここで法律相談があるからここに行ったらどうですかとか、そういうふうなアドバイスをしているというふうな状況です。法律問題については弁護士さん。その他、ほかにも消費生活にかかわることについては週に1回の、町にも消費生活相談員を置いていますので、そちらのほうに出向いていただくとか、紹介をしてさらに詳しい相談には乗っていただくと、そういうふうなことをやっています。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 そういういろんなサポートのシステムですかね、そういうも

のにへの専門分野のご案内、紹介等がなされておるということですが、その結果といいますか、相談された方のその後の推移みたいなもの、例えば近隣のトラブルであればどのような対応といいますか、そういうシステムがあるかどうかちょっとわかりませんが、そういう、例えば相談をまた改めてその専門の相談の機関に行って、それでその結果どのようになったかという、そういうところまではフォローされているのかどうか、そこをお聞きいたします。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 どこまでその問題にかかわっていくかというふうなことになるわけなのですが、あくまでも町の相談は町民サービスの一環ということで、さまざまなこういうふうな時代の中で町民の方が悩んでいらっしゃる、あるいは相談したいこと、そういうことについて相談に応じるというふうなことでございまして、その問題が解決をしたものもございまして、お電話で「ありがとうございました」というお電話をいただくこともありますし、それからほかのところへ行ってまたさらに相談を続けているケースもあるでしょうし、あくまでも町の相談は町民の皆様のいろんな形の相談に応じてアドバイスをするというふうな目的でございまして、それをトラブルがどうなったのかとか、そういったことについてはそこまでは関与していかないということでございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 39 ページの雑入のところなのですけれども、行政バスのほうで 137 万円ほど使用料の関係が入っていますけれども、この内訳はどのような団体さんが利用なされてしているのかお尋ねします。

それと、同じなのですけれども、50 ページになりまして、やはり同じく路線バスですけれども、委託料の関係が出ていますけれども、これの委託に関しましてはどのくらいの日数を運行しているのか。あるいは……。とりあえず結構です。

それと、もう一点、すみません。

55 ページなのですけれども、駐輪場の関係がありますが、賃借料の関係ですけれども、これは平米当たりどのくらいでお借りしているのかお尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、私からは行政バスの関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、行政バス使用料、雑入の関係でございます、137 万 3,360 円というような金額でございますが、この金額につきましては 51 件の団体さんがお使いになった使用料という形になっております。こちらにつきましては、町行政に関係のある任意団体ということで、具体的にはどのような団体かとい

うお話でございましたが、さまざまな団体がございまして一つ一つ申し上げなくてもと思いますので、51 団体ということでお願いをしたいと思います。

続きまして、歳出のほうでございます。

50 ページの行政バス運行事業の運行委託料でございます。何日ぐらい運行しているかというお話でございますが、平成 21 年度は延べ 95 日運行をしております。

以上です。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうから駐輪場管理事業の中の駅東駐輪場の敷地の賃借料、その契約の単価ということなのですが、単価は3通りございまして、個人から借りているものが2筆ほどございまして、1人の方は2年契約ということで単価で平米1,030 円です。それから、もう一人の方は1年契約ということで単価は1,100 円です。それから、もう一筆につきましては東武鉄道なのですが、東武鉄道の敷地ということもありまして単価 276 円です。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、行政バスの使用料になるのですが、51 の団体だということですが、ほとんどが任意の団体が使用しているということですが、これは1回の使用という形になりますとお幾らぐらいですか。

それとあと、行政バスの同じく使用の委託のほうの関係になりますと、95日運行したということですが、これは人数的なようないろんなものももちろん使用料のほうも若干変わってきますけれども、あると思うのですが、使用するのに。ほとんどの方が申し込みして、やはり規約の規定に基づいていなければ使用できなかったという部分も出てくるのかなと思うのですけれども、そういうふうなことがあったのかお尋ねいたします。

それと、駐輪場の関係で賃借料なのですが、個人的には2筆だということとで1年契約、2年契約ということで単価が大分違うのですけれども、場所的なものなのでしょうか、評価でしょうか。それだけ伺います。

以上です。

○河井勝久委員長 青木副課長。

○青木 務総務課庶務・行政担当副課長 それでは、バスの関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、使用料の関係で、1回使用する場合にはどのくらいの経費がかかるかと。費用を負担するかというようなご質問でございます。こちらに関しましては、まず運転手の委託料ということで1日2万円をいただいております。それと、走行距離に応じまして燃料費といたしましてキロ20円。時間外運行、こういったものがあつた場合には1時間当たり1,280円と。こういった費用を団体に負担をしていただいております。

続きまして、規約に基づかないような形で使用ができなかった事例があ

ったかというようなお話でございます。行政バスの使用につきましては、行政バス使用基準ということで一定の基準を設けさせていただいております。幾つか申し上げますと、乗車人員は20人以上かつ人員の3分の2以上が町民であること、あるいは運行距離は1日最大300キロ以内とする、こういった幾つかの決まり事がございます。

この中で、今運行距離で1日最大300キロということで申し上げましたが、当初申請が上がってくる段階で、これをはるかに上回るような形で申請が上がってきた事例もございます。そういった申請につきましては、この基準に合致するような形で運行の行程を見直していただいて使用をいただいたというような事例がございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、駐輪場の賃借料の単価の差ということなのですからけれども、これにつきましては評価額の単価の差と考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時12分

再 開 午後 2時25分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

質問のある方はどうぞ。

2番、青柳委員。

○青柳賢治委員 74 ページの主要の説明書なのですが、国民年金の総務事業ということで、電算委託が 31 万 5,000 円。少しふえていました。これは、どのような委託の内容になるのかと。さらに、その下にあるデータの中で、第1号被保険者が 3,102 人と。3号含めると 4,603 人ですか、合計で。そのうち右のほうに移って、保険料の免除の状況ということで、免除者数が 851 人になっております。それで、なかなか国民年金の未納者、未加入者というのですかね、入らない方も結構多いということですが、そのような方は、どのくらい嵐山町でいらっしゃるのか、把握できますか。わかったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 すみません。それでは、お答えをさせていただきます

す。

まず1点、委託料、電算委託料 31 万 5,000 円でございます。こちらは、実は 21 年度におきまして、いわゆる本町で電子データとして持っている国民年金の情報、こういったものをすべて社会保険庁のほうへ、持っているものについてはすべて提出してもらいたいということで依頼がございました。そういう中で、町の独自のデータ保管をしていたものを、いわゆる電子データを加工して社会保険庁のほうにお渡しをするということで、そのデータの加工料、それをこの委託料として補正で計上させていただいて実施をしたものでございまして、こちらにつきましては、すべて補助率 10 分の 10 ということで、補助対象になって、そういったものでやらせていただいたという委託料でございます。ですから、これはもう 21 年度のみで、これによりまして、今まで紙ベースで持っていた資料、あるいは町の独自のシステムとして持っていた電子データ、こういったものが、町保管のものがすべて社会保険庁のほうに移ったという形になるものでございます。

それから、続きまして、被保険者の数、それに伴いましてのいわゆる入っていない方の人数ということで、よろしいでしょうか。はい。入っていない方の人数というのは、はっきり申し上げて、とらえておりません。というのは、まず一つは、この第1号被保険者というのは、いわゆる自営業だとか農業、あるいは無職、あるいは学生の方、こういった方たちで、20 歳から 60 歳までの方に入っている方でございます。当然、今、委員さん、お話が

ございましたように、いわゆる法定免除あるいは申請免除というものの、この法定免除、減免の右側の表なのでございますけれども、こちらの法定免除というのは、どういうものかといいますと、国民年金だとか厚生年金、それから障害年金のうち1級または2級を受けている方、あるいは生活保護を受けていらっしゃる方、こういった方たちについては、届け出をしていただくことによりまして、保険料の全額が免除されるという免除でございます。

それから、申請免除につきましては、所得が少ないということで、なかなか保険料の納付が困難であるという方たちにつきましては、いわゆる申請をしていただいて、その世帯の人数ですとか、その所得によりまして、全額もしくは一部の納税の免除をしていただく。あるいは学生の納付特例もこの申請によるものという形で、こういったものが申請件数として上がっているわけでございます。ただ、中には、やはり、例えば転入をして、転出。転入ですね。例えば2号、2号の保険者、厚生年金あるいは共済、こういった方たちで、一時的に職を退職をされたり、転職をされたりという形で職を離れますと、共済年金あるいは厚生年金から一時離れて、本来ですと国民年金にその間入らないと、また再就職するまでの間ですね、入っていただく必要があるのですけれども、なかなかそういったときに一定の期間、はっきり言って国民年金に入らずに再就職をされて、また厚生年金に入る。空白期間があるというようなケースの方たちも結構はっきり言ってございまして、そういった方たちがどのぐらいいるかということについては、ちょっとデータ的に、町のほ

うではちょっと把握ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、国民年金のほうの加入、加入の推奨とか、そういうことは町から一切離れてしまったというふうなとらえ方なのか。例えば 20 歳になったら、今、学生なら免除だとか、そういう手続はこっちで来てやるわけでしょう。ですけれども、今言った2号から移るというのは別としても、普通の一般の人が未加入にある状態だとか、あったときに、町のほうからは何も。何か、強制加入であるにもかかわらず、何ら行動みたいなのはないのですか。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 国民年金等に入られていない方につかましての推奨等はあるかということでございますが、広報等によりまして年数回程度、そういった加入以外の方につかましては、加入手続をとってくださいというようなことはさせていただいております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 38 ページの後期高齢者医療健康診査委託料なのですが、昨年から比べても伸びていますし、当初予算から比べても伸びているよ

うな形で、伸びて結果として伸びたわけでございますよね。これ健康診査を受ける人が単純に多くなったということで、これ伸びたのかどうか。健康診査の中身が変わったのか、伺いたいと思います。

それから、57 ページなのですが、菅谷出張所、昨年テレビの受信料があったのですけれども、これがなくなったのはどういうことなのでしょうか。

61 ページの外国人登録なのですけれども、今、嵐山町には何人くらいの外国人が住んでいるのでしょうか。言葉の問題で何かトラブルというのですか、意味がよく伝わらないとか、そういう問題というのは、実際外国人からクレームが来ているのかどうか、それも伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 それでは、38 ページの後期高齢者医療の健康診査委託料の関係につきましてお答えいたします。

昨年度より120 万くらいですか、ふえているのですけれども、去年につきましては、受診された方 424 人ということで260 万程度の記載がございました。今年につきましては、すみません、21 年度につきましては、498 名の方が受診をされています。それと、20 年度に受診をしているのですが、20 年度、病院からの請求が遅かったということで、21 年度に入って支払いをしている方が89 名いらっしゃいます。ですから、実際にいくと、去年のほうが、去年といたしますか、20 年度のほうが受診した数は多かったというのが実情で

ございます。

以上です。

○河井勝久委員長 矢嶋課長。

○矢嶋芳枝町民課戸籍・住民担当副課長 答えいたします。

外国人の人数でございますが、21 年4月は 292 人、今年の4月につきましては 294 人おります。

それと、テレビの受信料の関係なのですが、テレビが壊れてしまいまして、それが当初予算で、申しわけなかったのですが、当初予算にはのせた後に壊れたのですが、その後減額しなかったということがありまして、申しわけなかったのですが、壊れてしまったので、1年間は支払っていません。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 後期の健康診査なのですが、この数がペナルティーの数になってくるのですか。その点だけ確認しておきたいと思います。

それから、テレビなのですけれども、ちょっと今の話ですと、これを予算のせる前に、のせた段階で壊れてしまって、その後買ったというような意味でとらえたのですけれども、そうではなくて、壊れっ放しで見なかったと。そうすると、テレビは余り要らなかったということなのですかね。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 まず、特定健康診査、後期高齢者の関係のペナルティーのお話でございますが、こちらの委託料につきましては、後期高齢者

の特定健康診査については、いわゆる国の調整交付金等のペナルティー対象にはなっておりません。特定健康診査と申し上げておりますが、後期高齢者の医療制度の場合には、健康診査ということでございまして、保健指導等の対象にもなっておりませんので、対象外ということになっております。

それから、テレビの受信料の関係で、大変、補正減をしなかったということとは申しわけなかったのですが、実は、こちらのテレビは出張所といいますが、もとの役場の庁舎の宿直室、要するに社会福祉協議会のちょっと奥にある宿直室のほうにテレビが置いてあったものでございまして、こちらのほうを使っていた関係で、その受信料をずっと支払ってきた。ただ、今申し上げましたように、21年度当初で、そちらの機械も、テレビも壊れてしまいましたので、それ以後、お断りをして、受信をお断りしたということでございまして、もともと、大変申しわけないのですけれども、それほど使っているようなテレビではなかったということで買いかえもいたしておりません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 何点か、すみませんが、質問させていただきます。

まず、24ページなのですけれども、戸籍の関係ですけれども、これは個人的に、戸籍の手数料、あるいは基本台帳の関係で質問させていただきますけれども、資格者の場合がどのくらいか、あるいは個人がどのくらいの取

得をしているかということをお尋ねします。

それに、28 ページになりますけれども、今、川口委員さんのほうから外国人の関係が出ましたが、これは 294 人の方が町には記録とっているということですが、永住者の関係、あるいは配偶者の関係についてお尋ねします。

それに、75 ページになりますけれども、出産の一時金というものが町民課のほうからは出ていますけれども、これは何人の対応がなされたのか、伺います。

続きまして、次のページの 76 ページになりますが、負担金補助及び交付金ということになりますけれども、埼玉土建あるいは建設国保組合はこれは加入者は、そんな大きい金額ではありませんけれども、どのくらいの方が加入をなされているのかお伺いします。

その下の保養所の利用の関係についてお尋ねしますが、前年度については 80 名だというような報告だったと思いますが、今年度は、当初ですと 150 人ぐらいを見込んでいたということですが、どのくらいの方が利用されたのか、お尋ねをします。

以上ですけれども、お願いいたします。

○河井勝久委員長 矢嶋課長。

○矢嶋芳枝町民課戸籍・住民担当副課長 失礼いたしました。

昨年の請求書別でございますが、本人は 91.3%、公用を入れますと

80.1 ですね。4,277 件。代理人の方、本人の代理ということで 0.03% の 160 人。8 業種さんの場合が 211 件で 0.04% ですね。それから、その他と公用がありまして 0.12、その他というのは利害関係者というか、死亡者の年金手続ということで、1 人世帯のらんざん苑さんとか、そういう場合は 1 人です。葬祭をした方、そういう方に出したものでございます。これが 36 で、公用が 592 ということで、全部で 5,276 件の戸籍を出しております。

それと、外国人の関係でございますが、永住者の場合が男女合わせて 63 名。日本人の配偶者が男女とも合わせて 42 名。一番その後多いのが特定活動ということで、研修ですね。貨物さんとか昭和機器さんとかに来る特定活動ということで 3 年間できるのですが、それが 42 名おります。その枠は特別永住者とか、定住者も多いですね、永住者がありますが、定住者も 42 名ということで、一番多いのが永住者。次が日本人の配偶者と定住者。特定活動も同じですね。そのぐらいで、あとは人数が少ない留学とか研修とか、そういうのになっております。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 では、75 ページの 3、国民健康保険特別会計繰出事業の繰出金の出産育児一時金の関係でございますが、何人にしたかということでございますが、21 年度につきましては金額が異なりまして、4 月から 9 月までの出産につきましては 38 万円、10 月以降につきましては 42 万円の支給ということでなっております。全体では 27 人分

の支給で、10月以降につきまして7件の支給でございます。

それから、次のページですが、76ページの4の町内建設・土建国保組合助成事業でございますけれども、こちらのほうの保険組合の加入者は何人かということでございますが、全体の加入者というのはちょっとわからないですけれども、嵐山町が去年こちらのほうに負担をさせていただいた分につきましては、埼玉土建国保組合比企西部支部のほうが427人分、それから建設国保組合埼玉比企地区本部のほうが133人分の1人当たり250円ということで補助を出させていただいております。

それから、次の後期高齢者医療の保険事業の関係でございますが、保養所利用の補助金ですが、21年度につきましては162名の方に助成をしております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、戸籍の関係なのですが、有資格の方に対する不正なる、確認はしっかりと今はやっているようですけれども、そういったトラブル的なものは、1年間は、今年はなかったということでよろしいでしょうか。それから……。

○河井勝久委員長 はい。いいですか。まだ、まだ別に。

○松本美子委員 ちょっと待ってください。

それに、今の外国人の関係の登録の関係ですけれども、特定活動という

ことで、42 名の方がこちらのほうで働いているということですが、この方々につきましては1カ所でしっかりと働いていらっしゃるのか、そこら辺のところは、もしわからなければ結構ですけれども。やはり今生活的なものがなかなか、よそから来ても、日本の方でも、なかなか職を求めるということは大変かなと思いますので、わかりましたらで結構ですが、お尋ねさせていただきたいと思います。町内で、もちろん、どのくらいの方がどこの会社のほうへ、どれくらい行っているのか、おわかりでしたらということですが、よろしくお願いします。

それと、保養所の関係になるのですけれども、当初の見込みよりも多かったということで、利用者がかなりふえているので、それぞれ皆さんが元気の源になるためにも、こういうところが利用できれば助かるというようにお声も聞いていますけれども、日帰りと、あるいは宿泊というのがあると思うのですけれども、どんなふうな利用状況が多かったのか、お尋ねします。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 まず、戸籍の申請の関係で、何かこの1年間にトラブルはなかったかと、今のお尋ねでございますが。

〔「ついてない」と言う人あり〕

○中嶋秀雄町民課長 失礼しました。

トラブルがこの1年間になかったかというお尋ねでございます。不法請求

的なトラブルという意味においては、なかったということでございます。

それから、2つ目の外国人の方のいわゆる就業先等がどういった箇所で、
どういった人数というのがわかっていればというお尋ねでございますが、大
変申しわけございませんが、幾つかの会社単位で就労されているという事
実はもちろんつかんでおりますし、個々を調べれば、これは調べられるのだ
と思うのですが、特にデータの的に今調べているということはございませんの
で、ご容赦いただきたいと思います。

それから、保養所、日帰りと宿泊とどちらが多いかと、今のお話でござい
ますが、基本的に宿泊で補助を受けられるという方が圧倒的に多いと。

〔「宿泊」と言う人あり〕

○中嶋秀雄町民課長 宿泊でしょう。

〔「日帰りなし」と言う人あり〕

○中嶋秀雄町民課長 失礼しました。日帰りは、日帰りはございませんので、
宿泊での保養所利用ということでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 戸籍の関係なのですけれども、慎重にやはりこれはして
いただかないと、いろんな部分でかかわってくる方たちがかなりおりますの
で、今後も今年度同様、余りいろんな事件が起きないように、ぜひともよろし
くお願いしたいというふうに思いますけれども、お願いいたします。

あと、すみませんでした。保養所の関係は宿泊者のみということで、私の勘違いでした。すみませんでした。

以上です。ありがとうございました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 74 ページなのですがすけれども、国民年金の被保険者ですけれども、20 年度が1号保険者が 3,108 人で、21 年度が 3,056 人。3 号保険者が 20 年度が 1,562 人で、21 年度は 1,501 人で、特別徴収の方が 4,500 人いらしてということで。そうすると、特別徴収の方でも、具体的に厚生年金や何かに入っていらっしゃる方の扶養者というのは 1,500 人ぐらいだということになるのですけれども、すみません、ちょっとこれ、いろいろ話して申しわけないのですけれども、1号保険者で、入ってきた人と出ていく、受給権が出た方というのがあると思うのです。その異動と、それから3号保険者で、新規加入者と受給権のある人との異動というのを伺えるといいと思うのですけれども。どの程度、ここでのところで毎年毎年の差が出てくるのか。これからもどんどんこういうふうな形になってくると思うのですけれども、それを伺いたいと思います。

次に、76 ページなのですがすけれども、後期高齢者の広域連合なのですが、これ後期高齢者の被保険者になった方が 20 年度と 21 年度では 24 人の増加でしかないのですが、それに対しての負担金額が 1,200 万ぐらいと、

こう非常に増が多いのですね。その歳出の根拠というのですか。嵐山町の後期高齢者の医療費分が多くなったから、20年度分が多くなったから21年度分にかかってきたとか、いろいろあると思うのですけれども、それについての情報提供があるのかどうかということと。医療関係の、これでおしまいになるわけですが、75歳以上の嵐山町の後期高齢者の医療についての情報提供とか、それから健康状態についての情報提供というのはどの程度あるのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、74ページの国民年金の被保険者の異動の内容というお尋ねでございます。まず、第1号被保険者と第3号被保険者ということでお尋ねをいただきました。ちょっとこちらに資料的に異動の資料がございますのが、第1号被保険者の異動の資料がちょっとございまして、そちらのほうでまず重点的にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1号被保険者に関しまして異動の大きな要因といいますと、まず1点は、今委員さんのほうからもちっとお話がございましたが、町への出入り、要するに転入、それから転出、それによる異動というのがございます。このまず転入と転出による異動というところで分析をいたしますと、転入が112人、そして転出が142人、21年度はマイナス30人という形になります。そして、もう一つは、今新規、それから喪失という話が委員さんのほうからも

出ましたが、新規加入、この新規加入の要因というのは、一つは新成人、20歳になったということで国民年金の加入資格が出た人。それから、厚生年金あるいは共済年金、そちらのほうを退職されて、そしてまだ60歳になる前に退職をされて、そして1号のほうに入られる、国民年金に入られるという方、これも新規という形になります。それから、海外から転入をされてきて新規になる、加入する。こういったものがすべて新規加入という形でカウントされます。それから、もう一つは喪失、これがマイナスの要因になるわけですが、けれども、こちらが一つをいいますと年齢的な60歳になられて、国民年金から、資格はもらうわけですが、外れる。60歳到達者。それから、あるいは厚生年金や共済組合へ、要するに会社に就職をして、1号から2号に移られる。これも一応喪失という形になるわけでございます。そういった関係で、これを比較してみますと、新規取得で入られた方は752人、そして喪失という形で出られた方が770人で、マイナスの22人という形になりまして、1号のプラスマイナスがマイナスの52人というような形になってまいります。

大変申しわけないです。ちょっと3号のほうの関係につきましては、こういった比較の資料はちょっとございませんので。ただ、これに準じて、3号の資格喪失というものをちょっと考えてみますと、いわゆる転出入というのは、まず一つあると思います。それから、もう一つは、例えば3号ですから、厚生年金あるいは社会共済年金の配偶者という形になっていまして、共済年金あるいは厚生年金で60歳で退職をされまして、例えば奥様のほうが配偶者と

して3号に入っていた場合に、まだ58歳とか、そういった場合には、本来ですと1号に入ってくるわけなのですけれども、中には、そのところに入らないという方もいらっしゃる。そういった方もいらっしゃるということも、いわゆる減る原因になるかなということなのですね。あと1年しかないので、もういいやという形で、改めて入らないというのですか、そういった形で、カウントが、1号、2号が抜けると一緒に3号も抜けてしまうというような形で、喪失というケースも中にはあると思います。そういった理由で、このマイナスになっていると。一つは、まずはその背景を見ますと、一つは高齢社会にあるということとは当然のことながら、新しい人が、20歳になる人が少なくて、60歳になって抜けられるという方が多くなれば、当然年齢的な要素でも減っていくだろうということ。それから、転出による関係でいえば、嵐山町に入ってくる転入者よりも転出者のほうが多ければ、当然この町の国民年金の加入者も減ってくるというような、そういった2つの理由がある。ですから、ちょっとその減に関しては、ちょっとこのままいきますと、少しずつ減っていくのかなというような感じで考えております。

それから、続きまして後期高齢者の負担金の関係でございます。委員さんからも今お話がございましたように、20年度と21年度比較しますと、24名ということで増になっておりますが、実質負担金の額はふえておりまして、この一番大きな原因は、20年度の負担金につきましては、後期高齢者制度が始まりましたのが20年の4月からということでございまして、3年目という

ことで、4月から始まって、20年度負担分は21年の3月までの11カ月分。2月まで、はい。2月までの11カ月分ですね。そして、21年度は丸々の12カ月分ということで、1カ月分の負担金額は差があるということで、1,000万ちょっとの金額の負担額になってきているということでございます。それが一番大きな原因でございます。

それから、もう一つ、いわゆる保険情報、健康情報につきましては、昨年度までも、大変、後期高齢者のほうについては情報がございませんねということで申し上げてまいりました。今年になりまして、やっと7月、5月分ですね。すみません。5月分からの情報提供がやっと出てまいりました。それで、本日ちょっとお尋ねいただきましたので、最新のところでちょっと申し上げますと、嵐山町の1人当たりの21年度の医療費、それは1人当たりになりますと62万7,278円、62万7,278円というのが1人当たりの年間の医療費でございます。そして、このベースというのは、県と平均いたしますと、大体ほぼ平均。埼玉県の平均と嵐山町の1人当たりの医療費というのはほぼ平均ぐらいかなというような関係になっています。

それから、入院と入院外、これをちょっと比較しますと、例えば今年の3月のがちょっと出てきているので、それをちょっと申し上げますと、件数的には22年3月分ということでお答えしますが、入院が119件、そして入院外が1,973件で、合計で2,092件という形になります。そして、費用額としますと、入院が5,223万4,000円、入院外が3,812万9,000円で、3月分

が 9,036 万 3,000 円というような形になります。これをその入院件数で割ってみますと、入院では1人約 43 万 8,941 円、1件当たりですね。1件当たり 43 万 8,941 円かかっている。それから、入院外では、1件当たり1万 9,326 円かかっているというような計算になります。そして、もう一つ申し上げますと、例えば疾病別のものも出てまいりまして、疾病別で入院で一番多いのは、やはり循環器、この件数が 47 件、これが 39.5%になります。入院の中の 39.5%が循環器系、これは高血圧、脳梗塞ですね、これが多いです。それから、次に多いのが新生物と精神、それがそれぞれ 11 件、9.2%という形になります。さまざま、いろいろと出て、こういった情報が今年度5月分から提供されるようになったということで、この後は、こういったような情報をもう少し詳しくご説明できるのではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑はないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○河井勝久委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。
なお、あしたも9時 30 分から行います。

(午後 3時05分)